

# 各務原市におけるいじめの防止等のための基本的な方針

## はじめに

各務原市におけるいじめの防止等のための基本的な方針（以下「本基本方針」という。）は、各務原市いじめ防止対策に関する条例（以下「条例」という。）第3条第3項に定めるいじめの防止等のための具体的な対策等を定めるものとする。

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

## I いじめの防止等のための対策の基本的な認識

### 1 基本理念

「誇り」「やさしさ」「活力」の基本理念のもと「笑顔があふれる元気なまち～しあわせ実感かかみがはら～」を掲げている各務原市においては、児童等は安全・安心に学校生活を営めることを第一に大切にする。そのために、児童等に関わる全ての大人が「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」という意識をもち、「いじめをしない・させない・許さない」という強い願いのもと、それぞれの役割と責任を自覚し、協力していじめの防止等に当たらなければならない。

学校においては、「いじめは、どの児童等にも、どの学校でも起こりうる」ことを認識し、児童等が安心できる望ましい人間関係を築くとともに、自他の生命を尊重し、倫理観や規範意識を向上させる。

家庭においては、児童等がいじめをすることのないよう、温かな認めや励ましと厳しさのある家庭教育の充実により、規範意識や思いやりの心を育むことが大切である。

地域社会においては、学校や保護者との連携の下、地域ぐるみで児童等を守り育てる体制をつくり、児童等を健全に育成することが重要である。

各務原市においては、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者が十分な連携を図ることができるような社会総ぐるみの体制を整備するとともに、当該児童等やその所属する学校に対して効果的な支援を行えるような施策を実現し、積極的に関係機関と連携を図ることを通して、いじめ問題の未然防止や早期解決をめざす。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）：第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童等の立場に立つことが必要である。いじめられていても、本人はそれを否定したり、大人には相談できなかつたりする場合が多々あることを理解するとともに、いじめを受けた児童等の主観のみ、いわゆる「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することで事実を確認するのではなく、周辺の状況等を客観的に確認する必要がある。加えて、いじめに当たると判断した場合も、いじめた児童等の事実関係を明らかにした上で、悪意の有無に関わらず、自分の行為を振り返らせ、何がいけなかったのかを気付かせながら、いじめた児童等の心に寄り添うことも必要である。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校に設置されている「いじめ未然防止・対策委員会」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童等、塾やスポーツクラブ等当該児童等が関わっている仲間や集団等、当該児童等と何らかの人間関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることを意味する。外見的にはけんかのように見えることでも、いじめを受けた児童等の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

「インターネットを通じて行われるもの」とは、パソコンや携帯電話等を通じて、ネット上に誹謗中傷を書き込んだり、SNS等を利用してメールを送ったり仲間外れをしたりすることを意味する。なお、誹謗中傷等を受けている児童等が、その行為を認識していなくても対応することが必要である。

### 3 いじめの理解

いじめは決して許されるものではない。しかし現実には、いじめは、どの児童等にも、どの学校でも起こりうる可能性を有している。とりわけ、仲間はずれや無視、陰口等の暴力を伴わないいじめは、多くの児童等が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、いじめの構図には被害・加害という二者関係だけでなく、その行為をはやし立てたり、面白がり増長させたりする「観衆」や、いじめの存在を認識しながらこれを放置する「傍観者」も存在する。そういった意味において、いじめは全ての児童等に関係する問題である。

全ての児童等がいじめの不安がなく、安全・安心に学校生活がおくれる環境を整えることに努める必要がある。

## 4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめの未然防止

いじめは、どの児童等にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童等を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。また、全ての児童等を、いじめに向かわせることなく、望ましい人間関係を構築し、自己指導能力を備えた社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、人間尊重の精神が基盤にある学校づくりを推進する。その際、全ての児童等に「いじめは人間として絶対に許されない」ことへの理解を促し、社会生活を送る上で必要な最低限の規範意識や生命を尊重する態度、他者を思いやる心等を養うことなど、望ましい人間関係を育む能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が

必要である。加えて、全ての児童等が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

## **(2) いじめの早期発見**

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童等の小さな変化に気付く力を高めることが必要である。そのため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする等、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知することが必要である。

## **(3) いじめの早期対応**

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童等やいじめを知らせてきた児童等の安全を確保し、いじめたとされる児童等に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡や相談を速やかに行い、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

## **(4) 家庭や地域との連携**

社会全体で児童等を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域との連携が必要である。例えばPTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、「各務原市いじめ問題対策連絡協議会」により、各務原市全体におけるいじめの未然防止についての連携を図ったりする等、いじめの問題について地域ぐるみでの取組を推進することが必要である。

また、インターネット等を通じて行われるいじめは複雑化・多様化しており、保護者や学校、関係機関との連携が重要である。より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

## **(5) 関係機関との連携**

いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会において、いじめる児童等に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関との適切な連携が必要であり、平素から、学校や教育委員会と関係機関の情報交換や連絡会議の開催等、協力体制を構築しておくことが必要である。

例えば、医療機関等との連携の下、教育相談を行ったり、警察や地方法務局等による相談窓口を周知したり、児童等及び保護者への指導・啓発等、具体的な教育活動への参画について協力を得る等、学校や教育委員会が、関係機関による取組と連携することも重要である。

## Ⅱ いじめの防止等のために各務原市が実施する施策

### 1 基本的な方針の策定

本基本方針は、市内の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見・早期対応が、体系的かつ計画的に行われるように、日常的な取組の検証や見直し、啓発活動や教育的な取組を具体的に定めている。

また本基本方針が、市内の実情に即して適切に機能しているかを、「各務原市いじめ問題対策連絡協議会」や「各務原市いじめ問題対策委員会」において計画・実行・評価・改善について点検し、必要に応じて見直しを行う。

### 2 組織等の設置

#### (1) 「各務原市いじめ問題対策連絡協議会」

各務原市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）は、法第14条第1項の趣旨を踏まえ、「各務原市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、本基本方針の策定や見直し、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図る。

「各務原市いじめ問題対策連絡協議会」の構成員は、各務原市教育委員会教育長、各務原市教育委員の代表、各務原市小中学校長会長、各務原市まちづくり推進課長、各務原市子育て支援課長、各務原警察署生活安全課長、人権擁護委員、各務原市PTA連合会長である。

この協議会は、学校はいじめの防止等にも参考となるよう、学校の生徒指導主事等との情報共有等の連携も行う。

#### (2) 「各務原市いじめ問題対策委員会」

市教育委員会は、法第14条第3項ならびに法第28条第1項に基づき、各務原市いじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、本基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行い、かつ学校における重大事態に係る事実関係を明確にするための調査やいじめの防止等のための調査研究等を行う附属機関として、「各務原市いじめ問題対策委員会」を設置する。

「各務原市いじめ問題対策委員会」の構成員は、弁護士や臨床心理士、学識経験者、各務原市PTA連合会長、その他市教育委員会が認める者である。

この委員会は、市におけるいじめの防止、早期発見、いじめ事案の対処を実効的に行うため、「重大事態の調査」「いじめの防止等のための調査研究」「いじめの通報や相談を受け、必要な際に当事者間の関係を調整するなどして問題の解消を図る」等を目的として設置する。

#### (3) 「各務原市いじめ問題再調査委員会」

市長は、法第30条第2項に基づき、学校における重大事態の調査結果について、必要があると認めた時は再調査を行う附属機関として、「各務原市いじめ問題再調査委員会」を設置する。

「各務原市いじめ問題再調査委員会」の構成員は、弁護士や臨床心理士、学識経験者、人権擁護委員、その他市長が認める者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者が参加することにより、当該調査の公平性・中立

性を確保するように努める。

調査結果の報告を受けた市長が、当該報告に係わる重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査結果について調査を行うことができる。

### 3 いじめの防止等に向けた具体的な施策

#### (1) 各務原市における関係機関と連携した体制の整備

- いじめの防止等に関わる様々な関係機関、家庭や地域社会との連携を強化する。
  - ・「各務原市いじめ問題対策連絡協議会」における協議や情報交換等を通じて、いじめの防止等の取組が関係者の密接な連携の下で行われるよう努める。
    - ＜まちづくり推進課，子育て支援課，学校，各務原警察署，市教育委員会＞
  - ・「育児支援検討会議」における協議や情報交換等を通じて、関係機関による配慮家庭への連携体制を整備し、児童等が健全育成される環境を整える。
    - ＜子育て支援課，社会福祉課，健康管理課，岐阜県保健所  
中央子ども相談センター，市教育委員会＞
  - ・市内中学校区で「校区别生徒指導連絡会」を開催し、いじめ等の生徒指導上の課題について、校区の小・中学校の共通理解を図り連携して指導できる体制を整備する。
    - ＜小中学校生徒指導主事＞
  - ・シニア世代を中心とした通学路見まもり隊が、通学路を中心に児童等に声をかけたり見守ったりする「通学路ふれあい事業」を通じて、児童等とのふれあいを深め地域の人間関係を豊かにするとともに、地域で児童等を健全育成するという体制をつくる。
    - ＜市教育委員会＞
  - ・市教育委員会及び学校は、家庭や地域住民に対し、「いじめをしない・させない・許さない」という強い願いのもと、社会総がかりでいじめに対峙していくことを、様々な手段を通じて啓発する。家庭や地域住民は、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、学校や市教育委員会等へ連絡等を行い連携して対応する。
    - ＜家庭，地域住民，学校，市教育委員会＞

#### (2) いじめの未然防止

- いじめは、どの児童等にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、「いじめは、人間として許されない」という認識を、学校教育全体を通じて、児童等一人ひとりに徹底し、指導するよう学校の教職員等への研修を行う。
  - ＜市教育委員会＞
- 学校の教職員等に対して、「法」「条例」及び「本基本方針」を周知するとともに、学校の課題を踏まえて策定した「学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）を踏まえた取組の徹底を進める。
  - ＜学校，市教育委員会＞
- 各務原市「生徒指導主事会」「地区担当生徒指導主事会」「中学校生徒指導連絡会」「小学校生徒指導連絡会」を定期的で開催し、いじめ等の生徒指導上の課題について、情報交流を図るとともにいじめ等の防止に努める。
  - ＜学校，市教育委員会＞
- 豊かな心や望ましい人間関係を築く力、人権感覚の向上を図るため、全ての教育活動を通じた道徳教育や体験活動、人権教育を推進する。
  - ＜市教育委員会＞
- ・「各務原市学校人権教育の基本方針」を踏まえ、いじめ、インターネット等による人権侵害等の今日的な人権課題を含めて、人権に関する理解を深めるための教職員研修の充

実を図る。

- ・QUテスト等を活用し、児童等一人ひとりが居場所と絆を実感できる集団づくりを進める等、いじめ・不登校の未然防止に関する実践研究を行い、その成果を市内に広く普及する。
  - ・学校を計画的に訪問し、学校の教育活動全体を通じた道徳教育について指導・助言を行う。
  - ・学校において「ひびきあいの日」を実施し、児童等が自主的にいじめをはじめとする人権問題を考える機会を設定し、いじめの未然防止を図る。
  - ・ボランティア意識の高まりをめざして、児童等にボランティア手帳を配布する。また、「ボランティアの心」や「他を思いやる心」の定着を願い、活動が一定回数を超えた児童等には表彰を行う。
- 児童会・生徒会活動の活性化を通して、よりよい生活や望ましい人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度の育成を図る。 <学校，市教育委員会>
- ・「児童・生徒活動交流会」を実施し、学校の児童生徒会役員等が互いの活動を交流することを通して、よりよい児童会・生徒会活動の在り方について学び合う。
  - ・中学生を対象として、企業（産）・行政（官）・大学（学）のトップリーダーや市教育委員会の指導のもと、21世紀を担いやる次世代リーダーの養成を図ることを目的とした「各務野立志塾」を開塾し、その参加者による学校でのいじめの防止の主体的な取組を進める。
- 外国籍の児童等及び帰国子女に関する支援体制づくりを推進する。 <市教育委員会>
- ・Futuro 教室において、教室や外国人子女のための生活指導員の配置等により、外国籍児童等の就学の支援を図る。
- インターネットの安全・安心利用に関する取組を推進する。
- ・少年を有害情報やトラブルから守り、インターネットの適切な利用に関する意識を高めるため、関係機関、団体、事業者と連携して、施策の推進に取り組む。  
<各務原警察署，市少年センター，市教育委員会>
  - ・「情報モラル教育に関する出前講座」を一層周知・徹底するとともに、インターネットトラブルに関する児童等・保護者向けの啓発資料，教職員向けの指導資料を配布し、学校における積極的な活用を促す。 <市教育委員会>
- 子どもたちの非行防止活動を通じていじめの未然防止に努める。  
<各務原警察署，市少年センター>
- ・少年補導職員，少年センター等が連携し，地域の実情に応じた非行防止に必要な事業に取り組む。

### **(3) いじめの早期発見・早期対応**

- 学校におけるいじめの認知件数や対応状況等について点検を行い、いじめの早期発見等の取組の充実を推進する。 <市教育委員会>
- ・学校を対象として、いじめの認知件数や対応状況等について、年3回の調査を実施し、アンケート調査や個別の面談等を通じた日常的なきめ細かな実態把握，早期の適切な対応等を促す。
- いじめ等の児童等の悩みに関する相談・支援体制の充実を図る。
- ・学校外の相談窓口（市少年センター，子育て支援課，あすなろ相談室，中央子ども相談センター）について，児童等に周知徹底を図るとともに，電話や面接相談を通じて，問

題の解決に努める。 <市少年センター，子育て支援課，市教育委員会>

- ・あすなろ相談室，学習支援センター等の適応指導教室において，いじめ等により不登校となった児童等に対するきめ細かな支援を行う。 <市教育委員会>
- ・市少年センターにおける児童等の相談，支援体制の機能強化，関係機関との連携を図るとともに，市の相談・支援体制の整備を支援する。

<市少年センター，市教育委員会>

- ・市少年センターにおける「電話相談」等で受理した，いじめに関連する各種相談に対して，子育て支援課，学校及び市教育委員会，医療機関，各務原警察署等と必要に応じて連携及び協議の上，児童福祉法に基づく適切な援助を実施する。

<市少年センター，子育て支援課，各務原警察署，市教育委員会>

○スクールカウンセラー等の配置により，学校における教育相談の充実を図る。

<市教育委員会>

- ・スクールカウンセラー，心の教育相談員等を，学校で活用できる環境を整備するとともに，その効果的な活用に関する学校における研修を推進し，教育相談力の向上を図る。
- ・スクールカウンセラー等の専門性を有効に活用し，カウンセリングに関する理論や技能，児童等のソーシャルスキル等の育成についての研修を充実する。

○個別のいじめ事案について，その態様や対応状況等を踏まえつつ，必要に応じて，学校に対して，解決に向けた具体的な指導・助言を行う。 <市教育委員会>

- ・市教育委員会の「生徒指導全般」を分掌する主事が中心となり，学校におけるいじめ等の生徒指導上の諸問題について，情報収集に当たるとともに，必要に応じて，いじめの解決に向けた具体的な指導・助言や関係機関との連携に係る調整等を行う。

<市教育委員会>

○いじめ事案の解決に向けて，必要とされる専門家を学校の要請に応じて派遣し，学校における対応を支援する。 <市教育委員会>

- ・学校の要請に対して必要に応じて，岐阜教育事務所等に配置されているスクールソーシャルワーカーの派遣申請を行い，児童等の生活環境の改善や関係機関との連携等が必要とされる事案についての支援を行う。

#### (4) インターネットによるいじめへの措置

○県教育委員会によるネットパトロールを通じて得た情報を基に，インターネット上の見えないところでのいじめの早期発見・早期対応に努める。 <市教育委員会>

- ・ソーシャルネットワーキングサービスへの不適切な書き込み等への監視を強化するとともに，発見された事案について，県教育委員会から得た情報を学校へ提供することや指導・助言を行う。

#### (5) 特別な支援を必要とする児童等に対する配慮

○特別な支援を必要とする児童等に関する支援体制を推進する。 <市教育委員会>

- ・市特別支援アシスタントと人づくり講師を配置し，学校において，児童等が集団適応するための支援を行う。
- ・専門家チームが学校を巡回しケース会議を行う中で，教育的ニーズを正しく理解し児童等に必要な支援を教職員に周知徹底するとともに，学校・保護者・医療との連携指導へつなぐ。
- ・「地域支援センター事業」として，発達障がい，障がい者の就労についての研修会を開

催するとともに、児童等や保護者、担当教職員からの相談に応じる。

### (6) 教職員の資質向上

○生徒指導や教育相談に関する研修の充実により、教職員の資質能力の向上を図る。

＜市教育委員会＞

- ・夏季教職員研修において、「法」「条例」及び「本基本方針」の理解や、いじめの具体的な事例を基にケーススタディを行い、未然防止や早期発見・早期対応等に関する取組の充実を図る。
- ・かかみがはらサマースクールにおいて、特別な支援を必要とする発達障がい等のある児童等に対する指導方法等の研修を行う。

## Ⅲ いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校においては、いじめの防止等のため、学校基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長のリーダーシップの下、一致協力した体制を確立し、市教育委員会とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。また、実施すべき施策について県教育委員会と市教育委員会との連携や情報共有を図る。

### 1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校では、国のいじめの防止等のための基本的な方針、岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針、及び本基本方針を参考にして、自らの学校がいじめの防止等の取組を行う基本的な方向、取組の内容等を「学校基本方針」として定めるものとする。なお、学校が策定した学校基本方針は、学校のホームページ等で公開することとする。

### 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的かつ組織的な対応として行うため、中核となる常設の組織として「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。

また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者等外部専門家が参加しながら対応することにより、より実効的にいじめの問題の解決を図る。

取組の実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、保護者や児童等の代表、地域住民等の参加を図ることが考えられる。また、当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

具体的には、以下の内容等が想定される。

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の中核としての役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や児童等の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめの疑いに係る情報があったときには、緊急会議でのいじめの情報の迅速な共有、関係のある児童等への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

当該組織は、いじめの疑いに関する情報が的確に共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とする。特にいじめかどうかの判断は、組織的に行うことが必要である。教職員は、ささいな兆候や懸念、児童等からの訴えを抱え込まずに全て当該組織に報告・相談することや、複数の教職員で個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが必要である。

また、当該組織は、学校基本方針の見直し、学校で定めたいじめの取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直し等、学校はいじめの防止等の取組について計画・実行・評価・改善のサイクルが推進されているか検証する。

なお、学校が重大事態の調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加える等の方法によって対応する。

### 3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校及び市教育委員会は、連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

#### (1) いじめの未然防止

いじめは、どの児童等にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童等を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

また、未然防止の基本は、児童等が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことである。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、ストレスや一時の感情にとらわれることなく、互いを認め合える望ましい人間関係・学校風土をつくる。さらに、教職員の言動が、児童等を傷つけたり、他の児童等によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

#### ① 管理職

- ・全校集会等の機会を捉え、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成する。
- ・学校教育全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動等に計画的に取り組む。
- ・児童等が自己有用感を高められる場面や、困難を乗り越えるような体験の機会を積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- ・児童等が主体となる取組を推進する。(児童会や生徒会によるいじめに関する取組)

#### ② 生徒指導主事

- ・いじめの問題を校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、共通理解を図る。
- ・関係機関を定期的に訪問する等、平時より情報交換や連携を図る。

#### ③ 学級担任等

- ・学級生活の様々な場面で、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学級全体に醸成する。
- ・はやし立てたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを助長していることを理解させ、傍観者から仲裁者への転換を図る。
- ・授業についていけない焦りや劣等感等が過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にした分かりやすい授業づくりを進める。
- ・教職員の不適切な認識や言動によって、児童等を傷つけたりいじめを助長したりする

ことのないよう、指導には細心の注意を払う。

- ・インターネット等によるいじめに対する未然防止として、情報モラル教育を進める。

#### ④ 養護教諭

- ・学校教育の様々な場で命の大切さを取り上げる。

### (2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする等、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃からの児童等の見守りや信頼関係の構築に努め、児童等が示す小さな変化や兆候を見逃さないよう、常に意識して言動等に目を配るとともに、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童等がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

#### ① 管理職

- ・いじめに関する相談を行うことができる体制の整備に努める。
- ・学校における教育相談が適切に機能しているか否かを定期的な点検によって把握する。

#### ② 生徒指導主事

- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施を計画的に位置付ける。
- ・休み時間等の校内巡視、放課後の校区内巡回等を計画的に行う。
- ・保健室や相談室等の利用、電話相談窓口についての周知を図る。

・市少年センター	(058) 389-3700
・子育て支援課	(058) 383-1555
・あすなろ相談室	(058) 383-1487
・中央子ども相談センター	(058) 273-1111

#### ③ 学級担任等

- ・児童等の見守りや信頼関係の構築に努め、小さな変化や兆候を見逃さないよう児童等の言動等に目を配る。
- ・休み時間や放課後の児童等との雑談や日記、生活の記録等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・個人面談や家庭訪問等の教育相談の機会を有効に活用する。

#### ④ 養護教諭

- ・保健室を利用する児童等の雑談等からその様子に目を配る。普段と違うと感じた時には担任等に伝え、早期対応に努める。

### (3) いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに事実確認や情報収集を組織的に行う。事実関係を明らかにした上で、いじめを受けた児童等を守り通すとともに、本人や保護者に対して明らかになった事実を説明し、本人や保護者の意向を踏まえつつ、今後の指導方針と見通しを決定する。

また、いじめた児童等に対しては、当該児童等の人格の成長を旨として、教育的配慮

の下、毅然とした態度で指導する。保護者に対しても事実を伝えるとともに、協力して指導する姿勢をもつよう理解を得るようにする。

いじめを受けた児童等、いじめた児童等の話を十分に聞き、事実関係が明らかになった段階で、いじめの根絶のために、保護者を交えた会をもつ等、児童等の今後に向けて一緒になって取り組む前向きな協力関係を築くことができるようにする。その際、いじめの問題は児童等の成長の過程で、いつでもどこでも誰にでも起こりうること、加害者・被害者・観衆・傍観者の構造によって深刻化することについて、関係する児童等、保護者の理解が必要である。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組む。

また、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に各務原警察署に相談することが重要なものや、児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに各務原警察署に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮の上で、早期に各務原警察署に相談・通報し、連携して対応することが必要である。

## IV 重大事態への対応

### 1 市教育委員会又は学校による対応

#### (1) 重大事態の発見

「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるときは、いじめを受ける児童等の状況に着目する。

例えば、以下のようなケースが想定される。

- ・児童等が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合

法第28条第1項の二の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。また、児童等が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校又は市教育委員会の判断により、迅速に家庭訪問等で状況を把握する等の対応が必要である。

児童等や保護者からいじめの訴えがあったときは、その意向を踏まえつつ、事実確認等を丁寧に行い、必要に応じて学校のいじめ対策組織において検討や市教育委員会への相談等も行い、報告・調査等に当たる。

#### (2) 重大事態の報告

学校が、重大事態であると判断した場合は、市教育委員会を通じて市長へ直ちに報告する。報告の内容については、学校にとって不都合なことがあったとしても事実に向き合い、知り得た事実について正しく報告する。

#### (3) 重大事態の調査

「事実関係を明確にする」ための調査とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為

が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童等の人間関係にどのような問題があったか、学校・職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際は、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することが必要である。

### ① 調査主体について

調査は、学校が主体となつて行う場合と、市教育委員会が主体となつて行う場合が考えられる。

学校は、本来、児童等や家庭の状況や心情等を最もよく理解し、いじめの解消に向けて効果的に対応することができる立場にあることを踏まえれば、学校が調査主体として、外部の専門家の調査組織への参画等により公平性や中立性を担保しつつ、適切に調査を実施することが望ましいと考えられる。

しかし、重大事態になった経緯や事案の特性、いじめを受けた児童等又は保護者の訴え等を踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと市教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会において調査を実施する。市教育委員会が調査する場合は、「各務原市いじめ問題対策委員会」が調査の支援を行う。

### ② 調査を行うための組織について

市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、調査組織により当該重大事態に係る調査を行う。

市教育委員会が主体となつて調査をする場合は、Ⅱ-2-(2)の通り、弁護士や臨床心理士、学識経験者、市PTA連合会長、その他教育委員会が認める者で構成し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）となるよう公平性・中立性を確保する。なお、委員会の構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たる等、公平性・中立性の確保に努める。

学校が主体となつて調査をする場合は、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）となるよう公平性・中立性を確保する。なお、法第22条に基づく「いじめ未然防止・対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える方法をとってもよい。

調査を行う際には、以下の留意点が挙げられる。

- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることをめざしたものである。
- ・調査を実りあるものにするためには、市教育委員会、学校が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実に向き合う姿勢で調査する。
- ・市教育委員会又は学校は、調査を行う組織に対して積極的に資料を提供するとともに調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。
- ・児童等の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、亡くなった児童等の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることをめざし、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。詳細は、「児童生徒の自殺が起きた時の調査の指針（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）」を参照する。

#### (4) 調査結果の提供及び報告

##### ① 情報を提供する際の留意事項について

市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童等やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか等）について、いじめを受けた児童等やその保護者に対して説明する。

- ・これらの情報の提供に当たっては、他の児童等のプライバシー保護に配慮するなど関係者の個人情報に十分配慮しながら、適切に提供する。
- ・質問紙調査の実施により得られたアンケート結果については、いじめを受けた児童等又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- ・学校が調査を行う場合においては、市教育委員会は、情報提供の内容・方法・時期等について必要な指導及び支援を行う等、適切に対応する。

##### ② 調査結果の報告

調査結果は、市教育委員会を通じて市長に報告する。上記①の結果を踏まえて、いじめを受けた児童等又はその保護者が希望する場合には、所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

## 2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

### (1) 「各務原市いじめ問題再調査委員会」による再調査

市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

なお、重大事態になった経緯や事案の特性を考慮する場合や、いじめを受けた児童等又は保護者が望む場合には、市長等による調査を並行して実施することもできる。この場合、調査対象となる児童等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図る。（例えば、アンケートの収集等の初期的な調査を市教育委員会又は学校が中心となって行い、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、並行して行われる調査で実施する等が考えられる。）

再調査についても、その主体は、いじめを受けた児童等およびその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況及び調査結果等を説明する。

### (2) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の再発防止のために必要な措置を講じる。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告する。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、各務原市において適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

## V その他いじめの防止等のための対策に関する事項

---

各務原市は、本基本方針の策定から3年の経過を目途として、法の施行状況や具体的事案に対する措置等を勘案して見直しを行い、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

学校基本方針についても、本基本方針の見直しと合わせて、必要であると認められるときは、必要な措置を講じこれを公表する。